

実施方針（案）に関する質問への回答（令和8年2月20日）

No.	ページ	項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1章-1 (8)	支払いに関する事項	サービス対価として運営期間（維持管理期間）を通じて割賦で支払われるとあるが、定める額とはどのように決定されるのか？また、15年の運営期間に事業者（返済先）が運営できない状況になった場合はどうなるのか？	サービス対価の額は、民間提案に基づきます。ただし、募集要項で上限を提示します。 運営期間中は、運営が継続できるように、工夫、リスク回避等、提案してください。途中で事業を放り出したときは、違約金が発生します。 事業者が倒産したときは、通常の倒産処理が行われます。
2	3	第1章-1 (8)	支払いに関する事項	町としての施設整備及び維持管理・運営業務の予算は？	要求水準、性能期間を満たす施設整備、維持管理運営業務を、民間に提案していただきますので、町が予算を定めることはありません。 ただし、民間が提案で要求する金額の上限は、議会の債務負担行為で定まります。これは予算ではありません。
3	11	第2章-6 (1)	契約に関する基本的な考え方	民間事業者の応募はそれぞれの業務において数社にわたると考えるが、民間事業者が決定後はSPCの設立などプロジェクト専用の会社を設立して、行政と契約を結ぶという形になるのか？ それとも1社ですべての業務を請け負う企業が有利となるのか？	SPCを町内に設立いただき、町はSPCと事業契約を締結します。 一社で業務を担う場合もSPCを設立します。 ただし、施工企業と工事監理企業は同じ企業ではいけませんので、すべての事業を一社で担うことはできません。
4	6.7	第2章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	優先交渉権を持たないと特定事業者の公募に参加できないのか？ それとも選定された特定事業者のなかから優先交渉権者が選定されるのか？	公募への応募は誰でも可能です。応募グループの中から、優先交渉権者・次点交渉権者等が選定され、優先交渉権者から順番に交渉し、合意に至り次第、事業契約を締結します。
5	14	第4章-1	本施設の立地条件	事業計画地が変更になる可能性はないか？	今のところ、予定していません。
6	3	第1章-1 (6)	業務の範囲 本施設の維持管理	大規模修繕計画素案業務・見積業務の成果物はどのようなものを想定されていますでしょうか。	設計・建設された施設で、事業期間中に想定される必要な大規模修繕の内容と、必要となる費用の計画の提案を作成してください。 通常のPFI事業では、維持管理の専門家であるビル管理会社が参加されていて、事業期間中、施設が、サービス提供に必要な品質水準を保つための適切な計画・費用が提出されます。
7	2	第1章-1 (5)	事業方式	民間の独立採算事業の利用料以外の利用料については、事業者が徴収した後、全額町に納付する理解で合っていますでしょうか。	基本的には、そのスキームを想定していますが、民間収入にして、町が対価を払わないようなスキームを提案していただいても結構です。
8	10	第2章-4 (2)	審査及び優先交渉権者の選定に関する事	P10に「町が支払う家賃」とありますが、何に対する家賃を想定されていますでしょうか。	民間が施設を保有し、町が必要とする施設・床分を賃借するようなスキームが提案された場合の話です。
9	22		リスク分担表	リスク分担表において、金利変動のリスクが事業者負担となっていますが、昨今の金利上昇の状況からすると参画ハードルが高くなってしまいうため、貴町負担に変更頂けないでしょうか。	10年見直し等のスキームで、自治体のリスクに変更します。